

にかほ市地球温暖化防止実行計画

平成20年3月

秋 田 県
に か ほ 市

にかほ市地球温暖化防止実行計画 目次

第1章 実行計画の概要	2
1. 計画策定の背景	2
2. 計画の目的	3
3. 計画の期間	3
4. 計画の対象とする温室効果ガス	3
5. 計画の対象となる事務・事業の範囲	4
第2章 目標	7
1. エネルギー使用量等の現状	7
2. 温室効果ガスの排出状況（現状把握）	8
3. 温室効果ガス排出量の削減目標	8
4. 目標の見直し	8
第3章 目標達成のための具体的な取組み	9
1. 取組みの方針	9
2. 具体的な取組みについて	10
1) 省資源・省エネルギーの推進	10
2) 廃棄物の減量とリサイクル化の促進	11
3) グリーン購入の推進	11
4) 公共施設の建築等における環境配慮	12
5) 公共事業における環境配慮	12
第4章 推進と点検・評価等	13
1. 推進体制	13
2. 職員に対する研修・情報提供等	13
3. 実施状況の点検・評価	14
4. 公表	14
実行計画推進組織図	15
様式（点検・評価調査票）	16

第1章 実行計画の概要

1. 計画策定の背景

1) 地球温暖化問題とは

地球温暖化とは、人間の活動により大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が増加し、これに伴って、太陽からの日射と地表面から放射する熱のバランスが崩れ、地球表面と大気との温度が上昇する現象です。

世界の平均気温は20世紀以降の約100年間で約0.74℃上昇しているといわれています。また、このまま特別な防止策をとらずにいると世界の平均気温は、21世紀末には1.1～6.4℃も上昇すると予測されています。全地球的規模での気温の上昇に伴い、海面水位の上昇、豪雨や干ばつなど異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、熱帯性感染症の発生の増加など、私たちの生活に大きな被害が及ぶ可能性が指摘されています。

2) 国際的取組み

地球温暖化に対する対策として、国際的には1992年に国連気象変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議(地球サミット)では世界中の多くの国が署名を行い1994年に条約が発効しました。また、1997年には地球温暖化防止京都会議が開催され、京都議定書が採択されました。この中で、日本については、2008年から2012年の第1約束期間に、温室効果ガスの排出総量を、1990年のレベルから6%削減する目標が定められました。

3) 日本の取組み

これらの国際的取組みを受けて、日本においては「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成11年4月に施行されており、この中で地方公共団体はその事務・事業に関して、温室効果ガスの排出抑制のための実行計画を策定することが定められています。

この法律に基づき、政府は「地球温暖化に関する基本方針」を平成11年4月に閣議決定しました。この中では、国、地方公共団体、事業者、国民の取組みの基本事項が明らかにされたほか、地方公共団体の事務・事業に関する実行計画の内容についても定められました。

4) 実行計画について

「地球温暖化対策の推進に関する法律」により、都道府県及び地方公共団体は、温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画の策定と、実施状況の公表が義務付けられました。

2 . 計画の目的

本計画書は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項の規定に基づく実行計画書であり、市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の抑制に関する取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

3 . 計画の期間

本実行計画の期間は平成 20 年度を初年度として平成 24 年度までの 5 年間とし、基準年度は平成 18 年度とします。

4 . 計画の対象とする温室効果ガス

京都議定書で取り上げられた「温室効果ガス」とは、次に掲げる 6 種類のガスをいいます。ただし、本計画では、地球温暖化への直接的影響が 9 割以上を占める二酸化炭素のみを対象とし、その削減に努めます。

表1 温室効果ガスの種類および発生抑制・対策

ガス種類	人為的発生源	主な対策	温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の燃焼等	エネルギー利用効率の向上等	1
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋立等	飼料の改良、埋立量の削減等	23
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼等	高温燃焼、触媒の改良等	296
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	エアゾール製品、カーエアコン・冷蔵庫等の冷媒	回収、再利用、代替物質、技術への転換等	数百から 1万まで
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体製造、電子部品製造等	製造プロセスでの回収、代替物質、技術への転換等	数千から 1万まで
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変電施設の電気絶縁ガス、半導体製造	回収、再利用、破壊等	22,200

5 . 計画の対象となる事務・事業の範囲

本実行計画の対象とする範囲は、市が自ら行う事務及び事業とし、次に掲げる施設等（表 2）を対象とします。基準年において存在しない施設や計画の期間内に開設した施設は含めないものとします。また、管理を外部に委託する等により実施するもの（各種財団、社団等への委託事業を含む）については対象外とします。その場合でも受託者等に対して、温室効果ガスの排出抑制のための措置を講じるよう要請するものとします。廃棄物処理関連の施設については、事務・管理部門を除き含めないこととします。

また、公用車については、作業用車両（除雪車、ローダー、グレーダー等）を除く全車両（表 3）を対象としますが、対象としない車両についても温室効果ガスの排出抑制に努めるものとします。

なお、計画推進のため、新たに加える施設・公用車や除外される施設・公用車など、変更が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

表 2 対象とする施設及び管理担当部・課名

施設名	管理担当部・課名
象潟庁舎	総務部 財政課
金浦庁舎	総務部 金浦市民サービスセンター
仁賀保庁舎	総務部 仁賀保市民サービスセンター
小出診療所	市民部 国民健康保険診療所
院内診療所	市民部 国民健康保険診療所
象潟保健センター	健康福祉部 健康推進課
金浦保健センター	健康福祉部 健康推進課
スマイル	健康福祉部 いきいき長寿支援課
象潟公民館	教育委員会 象潟公民館
象潟体育館	教育委員会 スポーツ振興課
象潟郷土資料館	教育委員会 文化財保護課
金浦公民館	教育委員会 金浦公民館
金浦勤労青少年ホーム	教育委員会 金浦勤労青少年ホーム
白瀬記念館	教育委員会 白瀬記念館
図書館こぴあ	教育委員会 図書館こぴあ
むらすぎ荘	教育委員会 仁賀保公民館
仁賀保青少年ホーム	教育委員会 仁賀保青少年ホーム
フェライト子ども科学館	教育委員会 フェライト子ども科学館
ガス水道局	ガス水道局 管理課
消防本部	消防本部 総務課

表3 対象となる公用車

	所属部	課	車名	車名(通称)
1	総務部	財政課	トヨタ	エスティマ
2		財政課	日産	プレサージュ
3		財政課	トヨタ	マーク パン
4		財政課	トヨタ	クラウン【議長優先車】
5		財政課	トヨタ	クラウンマジェスタ【市長車】
6		財政課	トヨタ	カローラバン(シャトル便)
7		財政課	日産	キャラバン
8		財政課	三菱	エアロミディ(象潟バス35人乗り(スター21))
9		財政課	三菱	エアロミディ(象潟バス45人乗り(ほほえみ))
10		財政課	日野	リエッセ(金浦バス28人乗り)
11		財政課	三菱	エアロミディ(仁賀保バス28人乗り)
12		財政課	日野	レインボー(仁賀保バス40人乗り)
13		総務課	マツダ	タイタン(けすぞう)
14		税務課	トヨタ	カローラバン
15		象潟SC	日産	エクストレイル
16		象潟SC	トヨタ	カローラバン
17		象潟SC	ダイハツ	ハイゼット(軽トラ)
18		金浦SC	トヨタ	サクシード
19		金浦SC	トヨタ	カローラフィルダー
20		金浦SC	スズキ	キャリー(軽トラ)
21		仁賀保SC	日産	ウィングロード
22		仁賀保SC	スズキ	エスクード
23	市民部	診療所	トヨタ	ヴィッツ(往診車)
24		生活環境課	トヨタ	カローラ(交通指導車)
25		生活環境課	ホンダ	シビック(交通指導車)
26		生活環境課	日産	ブルーバード(交通指導車)
27		生活環境課	スズキ	キャリー(軽トラ)
28		生活環境課	日産	ウィングロード
29		清掃センター	トヨタ	カリブ
30	健康福祉部	いきいき長寿支援課	ホンダ	ザッツ
31		健康推進課	スズキ	ワゴンアール
32		健康推進課	ホンダ	ライフ
33		健康推進課	トヨタ	カローラバン(スマイル号)
34		健康推進課	三菱	ミニカ
35		福祉事務所	スバル	レガシー
36		福祉事務所	トヨタ	ヴィッツ

37	産業部	農漁村整備課	日産	ADバン
38		農林課	トヨタ	RAV4 LV
39		農林課	トヨタ	ハイエース
40		農林課	日産	アトラス
41		農林課	ダイハツ	ビーゴ
42		観光課	トヨタ	カリブ
43		観光課	三菱	ミニキャブ(軽ダンプ)
44		観光課	スズキ	キャリー(軽ダンプ)
45		観光課	日野	デュトロ
46		建設部	建設課	いすゞ
47	建設課		三菱	ミニキャブ
48	建設課		日産	エキスパート
49	建設課		トヨタ	カルディナ
50	建設課		日産	アトラス(ダンプ)
51	建設課		三菱	キャンター(ダンプ)
52	下水道課		日産	ウイングロード
53	下水道課		トヨタ	RAV4
54	教育委員会	総務課	三菱	エアロミディ(金浦スクールバス 45人乗り)
55		学校教育課	トヨタ	ダイナ(象潟中 給食車)
56		学校教育課	トヨタ	ダイナ(象潟中 給食車)
57		学校教育課	トヨタ	ハイラックス(金浦小・中 給食車)
58		象潟公民館	トヨタ	エスティマ
59		金浦公民館	マツダ	ボンゴ
60		金浦公民館	ホンダ	バモス
61		仁賀保公民館	日産	ホームー
62		白瀬記念館	トヨタ	エスティマハイブリッド

第2章 目標

1. エネルギー使用量等の現状

1) 電気・燃料使用量の現状

にかほ市の三庁舎の電気・ガス・水道の使用量は平成18年度実績で表4のとおりとなっています。また、作業用車輛を除く公用車の燃料使用量は表5のとおりです。

表4 電気・ガス・水道の使用量の現状(平成18年度) (年間値)

項目	単位	象潟庁舎	金浦庁舎	仁賀保庁舎	合計
電気	kWh	381,206	168,465	173,374	723,045
都市ガス	m ³	65,147	21,249	20,590	106,986
水道	m ³	2,067	943	1,943	4,953

表5 公用車燃料使用量の現状(平成18年度) (年間値)

項目	単位	使用料
ガソリン	リットル	44,896
軽油	リットル	32,895

2) 温室効果ガス排出状況

にかほ市の温室効果ガス(二酸化炭素)の排出状況は表6のとおりです。

表6 温室効果ガス(二酸化炭素)排出状況 (年間値)

項目	単位	年間使用量	排出係数	二酸化炭素排出量(kg) ×	構成比 (%)
電気	kWh	723,045	0.38	274,757	40.4
都市ガス	m ³	106,986	2.0	213,972	31.4
水道	m ³	4,953	0.58	2,873	0.4
ガソリン	リットル	44,896	2.3	103,261	15.2
軽油	リットル	32,895	2.6	85,527	12.6
合計				680,390	100.0

(注)温室効果ガス排出量の算定にあたっては、平成18年度の実績値及び平成18年度の温室効果ガス排出係数を用いています。

2. 温室効果ガスの排出状況（現状把握）

二酸化炭素の排出要因を電気、燃料及び水道水の使用で分けると、電気の使用によるものが40.4%、水道水は0.4%であり、残りの59%が燃料の使用によるものです。

さらに燃料の種類ごとに見ると、都市ガスの使用によるものが31.4%、ガソリンが15.2%、軽油が12.6%となっており、公用車用の使用が27.8%を占めています。したがって、節電や空調設備の適切な温度設定等による電気使用量の削減や暖房用および公用車の燃料消費の削減が重要であることが示されています。

3. 温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガスの排出状況から、本計画では二酸化炭素の排出量の削減に重点を置き、二酸化炭素の主な排出要因である電気及び燃料の使用について、数値目標を掲げて使用量削減のための取組みを行います。また、間接的ではありますが地球温暖化防止につながる水道の使用抑制及びコピー用紙の使用量削減にも努めるなど、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減にも努めます。

削減目標は平成18年度の実績を基準に、平成24年度を目標年度として設定しており、第3章に掲げる取組内容の徹底を図ることにより目標の達成に努めます。

なお、目標数値は表7に掲げるとおりですが、京都議定書では2012年までに1990年レベルの6%削減を目指しており、表6に掲げる平成18年度の実績の数値は1990年レベルより増加していると考えられるため、本市においては平成20年から平成21年度までは年2%、平成22年度から平成24年度までは年1%の削減とし、最終年度の平成24年度までの5年間で7%の削減を目指すものとします。

表7 温室効果ガス(二酸化炭素)削減の目標

排出要因	平成18年度実績(kg)	平成24年度目標(kg)	削減率
電気	274,757	255,524	7%
都市ガス	213,972	198,994	7%
水道	2,873	2,672	7%
ガソリン	103,261	96,033	7%
軽油	85,527	79,540	7%
合計	680,390	632,763	7%

4. 目標の見直し

措置の目標及び温室効果ガス(二酸化炭素)の総排出量については、施設の増設や情報機器の導入など計画期間中の状況変化や進捗状況等を踏まえて適宜見直しを行います。

第3章 目標達成のための具体的な取組み

1. 取組みの方針

次の5項目を目標達成の具体的な取組みとし、期間中により効果的な項目があった場合は適宜採り入れ推進します。

1) 省資源・省エネルギーの推進

二酸化炭素の排出量の削減に向けて、電気・ガス・ガソリン・軽油や水道水の使用量を削減します。

とくに、二酸化炭素排出量の40.4%を占める電気使用量と31.4%を占める都市ガス使用量の削減に重点を置き職員一人ひとりの自覚を促しながら目標達成を目指します。

2) 廃棄物の減量とリサイクル化の促進

廃棄物については、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）を実行します。

また、ごみの分別排出の徹底など、職員一人ひとりの行動からごみの削減を推進します。

3) グリーン購入の推進

グリーン購入法で定める環境省の方針に即し、グリーン購入や再生紙利用の推進を図ることについて、市が先導的・模範的な役割を果たすとともに、グリーン購入の推進が環境負荷の低減に資することを事業者や市民に示します。

4) 公共施設の建築等における環境配慮

公共施設の新築・改築等の際は、省資源・省エネルギーに配慮した施設設計や省資源・省エネルギー型設備の導入を行うとともに、太陽光発電など新エネルギーの導入を検討します。

また、公共施設の緑化を推進します。

5) 公共事業における環境配慮

公共事業の発注の際には、環境に配慮した建築材料の使用や機器等を使用するよう配慮するとともに、建築物の新設にあたっては、長期の使用が可能な高耐用性構造・工法を採用します。

2. 具体的な取組みについて

1) 省資源・省エネルギーの推進

取組項目	実施項目	具体的な活動
電気の使用抑制	電気機器使用の管理徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・会議や外出などで長時間退席する時は、パソコンの電源を切る。 ・退庁時にはコピー機、プリンターの電源を切る。 ・エレベーターの使用を控える。 ・電気ストーブ等加熱機の使用を控える。 ・クールビズ、ウォームビズを推進し、冷房は28 以上、暖房は20 以下に設定するように心がけ、エアコンの温度設定の管理を徹底する。 ・部屋の温度調節のため、ブラインド等の使用や換気を徹底する。 ・電気製品を購入する際は、省エネルギー型の製品を購入する。
	照明機器使用の管理徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・不要な照明は、こまめに消す。 ・帰宅時、照明の消し忘れがないよう心がける。 ・昼休みは消灯する。 ・可能な限り白熱灯を蛍光灯へ切り替える。 ・インバーター方式の照明機器に切り替える。 ・時間を決めて一斉に消灯し、必要な照明のみ点灯する。 ・可能な場所では照明を間引きして点灯する。 ・晴天時は窓側の照明を消灯するなど、自然光を活用する。
ガス使用抑制	ガス使用量の管理徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・お湯を沸かす時は、必要な量を必要な時間で沸かすようにする。 ・食器等の洗浄の際は、支障のない範囲で低めの温度設定にする。
水の使用抑制	水使用量の管理徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・こまめに水道栓を閉める。 ・トイレ用水、洗面所等の水量・水圧を調整する。 ・公用車の洗車などで水を使う際は、ホースを使わずバケツを利用するよう努める。
車の燃料の使用抑制	低公害車等の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車を購入する際は、低公害車や低燃費車両を導入し、小型車やハイブリッドカー、BDF車への移行を検討する。
	ガソリン等使用量の管理徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車運行日誌の記入の徹底及び始業点検の実施等により、燃料管理を徹底する。
	自動車の適正運転の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・アイドリングストップを徹底する。 ・急発進・急加速・空ぶかしを抑制する。 ・不要な荷物を載せない。
灯油・重油の使用抑制	灯油・重油使用量の管理徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ストーブやボイラー等の使用時間の短縮に心がける。 ・暖房は20 以下に設定するよう心がける。

2) 廃棄物の減量とリサイクル化の促進

取組項目	実施項目	具体的な活動
事務事業等による 廃棄物の削減	コピー用紙の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・両面コピー、両面印刷の実施を徹底する。 ・裏紙の利用を推進する。 ・資料の簡素化、配布資料の部数の適正化を推進する。 ・重複資料を作らないようにする。 ・ミスコピーの削減に努める。 ・O A化及びメールの利用を推進し、紙使用量の削減に努める。
	廃棄物の発生抑制 (リデュース)	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て製品の購入を控える。 ・納入業者に対して不要な包装を控えるよう要請する。 ・不要な包装材・梱包材・封筒等は業者に引取りを依頼する。 ・備品は長期にわたって利用できるような取扱いに配慮する。
	再使用の推進(リユース)	<ul style="list-style-type: none"> ・包装材・梱包材は可能な範囲で再使用する。 ・コピー機やプリンターは、再使用可能なカートリッジを使用する。 ・封筒やファイル等使用可能な用品は再使用する。
	分別と資源化の徹底(リサイクル)	<ul style="list-style-type: none"> ・分別用ごみ箱を設置して、ごみの分別を推進する。 ・一時保管ストックヤードを確保する。 ・資源化ルートを確保する。
個人の行動における 廃棄物の削減	個人の廃棄物の発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみを減量するために、昼食等に食べ残しが無いよう、適量の購入・持参に心がける。 ・マイバッグ・マイ箸の利用を進め、ごみとなる製品の購入を控える。

3) グリーン購入の推進

取組項目	実施項目	具体的な活動
グリーン購入の推進	環境配慮物品購入の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・利用する物品については、エコマーク・グリーンマーク・エナジースター等の付いた物品の購入に努める。 ・市民配布用物品は、環境配慮物品とするように努める。
再生紙利用の推進	再生紙購入の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙・チラシ等各種用紙の購入や印刷物は古紙配合率の高い用紙を使うよう努める。

4) 公共施設の建築等における環境配慮

取組項目	実施項目	具体的な活動
省資源・省エネルギーの推進	新エネルギー利用の推進	・バイオガス・太陽光・風力などの新エネルギーを利用できる設備の導入について検討する。
	省エネルギーの推進	・断熱構造等省エネルギーに配慮した建築設計を行う。 ・省エネルギー型機器を積極的に導入する。
	省資源の推進	・節水型機器を積極的に導入する。 ・雨水利用や使用水の再利用を検討する。
緑化の推進	公共施設の緑化の推進	・公共施設における緑化を推進する。 ・可能な限り公共施設の緑地面積を増やす。

5) 公共事業における環境配慮

取組項目	実施項目	具体的な活動
環境に配慮した建築材料使用の推進	適正な材料使用の推進	・建設副産物の再利用・リサイクルに努める。 ・熱帯材型枠の使用を制限する。
環境に配慮した機器等の使用	適正な機器使用の推進	・工事車両や建設機械等について、低公害型の仕様を発注先に要請する。
環境に配慮した構造・工法の推進	適正な構造・工法の推進	・建築物等の新設にあたっては、長期の使用が可能な高耐用性構造・工法を採用する。

第4章 推進と点検・評価等

1. 推進体制

「にかほ市地球温暖化防止実行計画」の効果的な推進を図るため、推進本部を設置します。また、各課等に主任推進員、推進員を配置し、それぞれが役割を分担して計画の推進を図ります。

1) 推進本部

推進本部長はにかほ市長がこれにあたり、「にかほ市地球温暖化防止実行計画」の推進を図るため、推進本部を通じ全庁に対して、計画に定める取組内容等を提示します。

また、計画の実施状況について評価し、計画の進行管理を行うとともに、計画の見直しについても検討を行います。

2) 主任推進員

各課等に主任推進員を置き、各課長等がこれにあたります。

主任推進員は計画を推進するため、各課等の取組状況について指導します。また、計画の実施状況について評価し、計画の進行管理を行うとともに、計画の見直しについても検討を行います。

3) 推進員

主任推進員は各課等に推進員を置き、係長がこれにあたり、職場単位で計画を推進します。なお、計画の推進に当たっては、事前に職員と話し合い、その所属等の現状に配慮した取組みを進めます。

4) 計画推進会議

効果的な計画の推進を図るため、各庁舎、施設ごとに計画推進会議を定期的に行い、当該施設に応じた取組みを検討し、職員へ周知します。会議は各庁舎、施設の管理者が招集し、取組状況の点検やその効果等について取りまとめて事務局に報告します。

5) 事務局

事務局は総務部財政課に置くこととし、主任推進員に対して取組状況の報告依頼を行い、提出された報告書を取りまとめ、取組状況の点検やその効果等について推進本部に報告します。

また、温室効果ガスの総排出量等の実績について毎年度公表するとともに、実行計画を変更した場合にも公表します。

2. 職員に対する研修・情報提供等

主任推進員は、各所属において環境問題についての認識を深めるため、また各所属における取組状況に関して改善すべき点等を検討するための検討会を適宜開催します。事務局は、環境問題についての認識を深め、また実行計画の推進に資するための研修・情報提供等を行います。

3 . 実施状況の点検・評価

推進員は、各所属における実行計画に基づく取組の実施状況並びに燃料使用量を別紙の点検・評価調査票に記入し、定期的に主任推進員に報告します。

主任推進員は各所属の取組状況の把握に努め、推進員から提出される調査票を取りまとめ事務局へ報告します。

事務局は、提出された点検・評価調査票から、市の組織・施設における全体的な進捗状況を把握するための資料を作成し、推進本部へ報告します。

推進本部は、報告された資料により計画の進捗状況を把握するとともに点検・評価し、必要な場合は計画の見直し並びに取り組みの改善指示を行います。

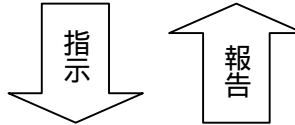
4 . 公表

市の取組状況の点検・評価並びに温室効果ガスの総排出量に関する数値目標とその進捗状況については、市の広報紙並びにホームページにて毎年公表します。

実行計画の推進体制

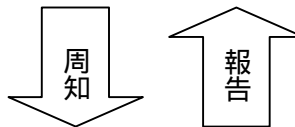
推進本部

- ・ 計画の進行管理
- ・ 実施状況の評価
- ・ 計画の見直しについての検討
- ・ 取組内容等の提示



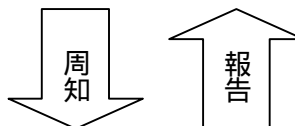
事務局（財政課）

- ・ 取組内容等の周知
- ・ 実施状況の取りまとめ
- ・ 意見・改善提案の取りまとめ



計画推進会議（庁舎・施設ごと）

- ・ 取組内容等の検討・周知
- ・ 実施状況の取りまとめ
- ・ 意見や改善提案の取りまとめ



推進実行員（全課職員）

- ・ 取組内容等の実行
- ・ 実施状況の報告
- ・ 意見や改善の提案

にかほ市地球温暖化防止実行計画推進組織図

